

意見書案第4号

保健所の拡充を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年 6月 8日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 加増充子

〃 〃 小池悦子

保健所の拡充を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためには、迅速なPCR検査が必要であり、保健所の担う役割も重大です。そうした中政府は、新型コロナウイルスの相談窓口を各保健所に設置をして「帰国者・接触者相談センター」に一本化し、公衆衛生の要である保健所の業務を激増させ、更に感染を判定するPCR検査実施の窓口も保健所に委ねました。そのため現場では、際限なく押し寄せてくる業務に悲鳴が上がるほどとなっています。

この大本にある原因は、1990年代以降統廃合などで保健所の体制が弱められ、1992年には全国に852か所あった保健所が、2019年には472か所となり、職員総数も34000人から28000人に減少、保健所所長としての医師は4割以上の減となっています。背景に1994年に制定された地域保健法があり、保健所管轄地域の広域化・統合、職員減らしに利用されてきました。

内田勝彦全国保健所長会会長は、2020年4月5日の記者会見で今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、行動歴・接触者把握・PCR検査等に手を取られ、結核発症の場合の調査数1年分が新型コロナ感染では1か月でやってしまうほどの膨大な業務となっていたことを明らかにしています。さらにその原因が、この30年間で保健所が減らされてきたことにあると言及しているほどです。

茨城県では、2019年11月から12か所あった県内の保健所を9か所に削減し、それぞれの保健所の業務量が増大、保健所の通常業務が滞る事態が生じているとの声が聞かれています。新型コロナウイルス感染症拡大が一時的に収束しつつありますが、第2波・第3波が心配される中で、それに対する万全の備えとして、県民の命・健康を守る保健所の役割がより一層強く求められます。

県の保健福祉部長が「地域保健対策の専門的・技術的・広域的拠点である保健所は、地域保健に関して広範な役割を担っている」と述べているように、今回のような感染症拡大防止対策の要として、保健・医療の体制拡充が切実に求められています。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記事項について意見書を提出します。

記

1. 政府は、保健所管轄地域の広域化・統合政策を、保健・医療体制の抜本的強化へ政策の転換を図ること
2. 茨城県が2019年11月から強行した保健所の統廃合を元に戻し、医師と保健師・職員の確保により保健所業務の拡充を図ること

令和2年 月 日

茨城県取手市議会

（提出先） 内閣総理大臣 衆議院・参議院議長 厚生労働大臣
総務大臣 財務大臣 茨城県知事

意見書案第5号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年 6月 9日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者	取手市議会議員	金澤克仁
〃	〃	山野井隆
〃	〃	染谷和博
〃	〃	細谷典男

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書（案）

当市議会においては、平成30年6月、「情報通信技術の整備によって、議場以外での議会審議の出席・参加が可能となるような招集・応招・出欠席の定義を国として調査研究し、地方公共団体議会に示すこと。」を求める、「誰もが政治参画しやすい社会をめざし実効性ある法整備を求める意見書」を全員賛成により可決し、内閣総理大臣はじめ関係機関に送付したところである。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策に関しては、「取手市議会感染症対策会議」を設置し、集中的に二元代表の一翼である「議会」として活動するとともに、感染拡大防止の観点から、人が集まる上記会議は全てオンライン会議の手法を用いて開催し、本会議や委員会の時間をできる限りの短縮を図るため、現行法の下で許される範囲の中でオンライン会議の方法を駆使し、感染拡大防止に努めつつ、議会の権能と責務を果たしているところである。

今後、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されている。定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集出来ない状態でも、議案審議、表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専断処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。

また、少子高齢化社会が到来する中で、育児や介護で容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められる。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英国議会ではオンライン議会を実用化している。しかしながら、我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付、総行第117号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を發出したが、本会議でのオンライン化ができれば議会運営上の利点は限られる。

また、議会の意思形成過程である委員会審議においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、国においては、非常時には地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とするよう、地方自治法の改正を強く要請する。

記

- 1 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集または議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣

意見書案第6号

「GIGAスクール構想」加速に関する自治体の課題解決を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年 6月 9日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者	取手市議会議員	結城 繁
〃	〃	金澤 克仁
〃	〃	山野井 隆
〃	〃	染谷 和博
〃	〃	細谷 典男

「GIGAスクール構想」加速に関する自治体の課題解決を求める意見書（案）

国が未来社会として提唱するSociety5.0の世の中は、その時代を生きる子どもたちにとって、PCやタブレット端末は、鉛筆やノートと並ぶ必需品であり、今後社会のいたる所でICTの活用が日常的なものになります。日本は、次世代の国際社会を生き抜く子どもたちにとって、学びの可能性を広げる場所としての学校が時代や世界から遅れたICT状況であることを打開するため、令和元年度補正予算において児童生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費を盛り込んだところです。この端末環境整備は、今後の学校にとって当たり前のことであり、これらの技術革新は、子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものです。当該補正予算は、1人1台端末とクラウド活用、それに必要な高速大容量通信ネットワーク環境の実現を目指すものです。この機会を逃すことなく、教育委員会、自治体の首長等関係者が一丸となって取り組まなければなりません。

ところが、全世界にまん延する新型コロナウイルス感染症において、日本は緊急事態宣言が解除となり、第2波・第3波を警戒しながらの新しい生活様式を始めているところです。令和2年4月7日の閣議で「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が決定され、学校教育においても令和5年度までの1人1台端末の整備スケジュールを前倒しして、Society5.0の実現を加速させるよう修正されたところです。このことにより、新型コロナウイルス感染拡大の第2波・第3波襲来により再び休校となった場合でも、「GIGAスクール構想」における整備を加速することで、「1人1台端末」の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備など、児童生徒の「学びの保障」を確保することができます。

しかし、国が文部科学省の補助費や令和2年度補正予算等で整備経費を支援するものの、自治体による自己負担は避けられないところであり、各自治体の財政状況には差異があることから、画一的な整備の加速を推進できない現実があります。

全世界から見てICT化が遅れている日本、その中でも各自治体により「GIGAスクール構想」に着手できない、又は着手が遅れる自治体の児童生徒は、「学びの保障」が確保されず教育格差の中で学習しなければなりません。次世代を担う子どもたちの未来社会に向けた学習環境の整備については、国による早急で更なる支援拡充が喫緊の課題です。

よって、取手市議会は、国会、政府及び関係機関に対し、下記事項について速やかな対応を求めます。

記

- 1 インターネット環境がない家庭の通信料の個人負担について、学校休校による家庭学習の「学びの保障」を確保するため、国からの支援の充実を図ること。
- 2 1人1台端末の整備に向けて、ソフトウェアに係る経費や保守・保証の経費など、国からの補助対象外となる自治体負担分の経費捻出が、今後の自治体財政状況を予測すると非常に厳しいことから、補助対象のさらなる拡大に努めること。
- 3 端末整備をリース方式とした場合、5年後の更新に係る経費について国の補助が示されていない状況であり、自治体負担の経費とならないことを明確に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆・参両院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 財務大臣
経済産業大臣 総務大臣 法務大臣

意見書案第7号

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改定を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり，会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年 6月12日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者	取手市議会議員	小 堤	修
〃	〃	須 田	光 雄
〃	〃	吉 田	宏
〃	〃	結 城	繁
〃	〃	染 谷	和 博
〃	〃	赤 羽	直 一
〃	〃	根 岸	裕美子

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改定を求める意見書（案）

再審は、無実の者が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受けることは冤罪であり、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪があってはならないものであることは、誰しもが認めるところです。

しかし、再審開始が認められて無罪となる過程で障壁となるのは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿するおそれがあることです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められますが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、それらを開示する義務はないとされ、有罪が確定するに至ることがあります。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが当初から開示されていたならば、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

通常審では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示にはルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなります。

もう1つの障壁は、再審開始決定に対する検察の即時抗告及び特別抗告による不服申立てが許されていることで、再審請求審が無用に長期化しています。このようなことから、法的な制限を加える必要があることは明確です。

よって、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無実の者を救済するための喫緊の課題です。

現行の刑事訴訟法の再審の規定は、日本国憲法第39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑事訴訟法のままです。また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化の検討を行うことが求められています。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

記

- 1 再審における検察手持ち証拠の開示制度の法制化
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】内閣総理大臣 法務大臣

意見書案第8号

発熱外来設置に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年 6月12日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者	取手市議會議員	岩澤 信
〃	〃	石井 めぐみ
〃	〃	山野井 隆
〃	〃	久保田 真澄
〃	〃	遠山 智恵子
〃	〃	細谷 典男
〃	〃	海東 一弘

発熱外来設置に関する意見書（案）

新型コロナウイルスは、爆発的拡大を続け、過去に流行した重症急性呼吸器症候群（SARS）での感染者数を上回っている。

取手市においても、発熱しても診察や検査してもらえない事例が発生している。また、診察の必要がある人も医療機関への受診を控えることもあり、医療機関の経営にも大きな影響を及ぼしている。さらに、医療や介護の現場で働く人たちは、常に感染のリスクを抱え、心身ともに疲労が積み重なっている。

新型コロナウイルス患者が、他の患者と接触することのない動線を分けるため。また、新型コロナウイルス感染拡大や医療崩壊も防ぎ、医療や介護の現場で働いている人が少しでも安全と安心が得られるため。さらに、あらゆる疾患の方が安心して医療機関を受診できるようにするためにも、下記事項を強く求める。

記

- 1 関係機関と協議、連携し、発熱外来を設置すること。
- 2 発熱外来を設置する自治体や医療機関に対して、財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】茨城県知事